

お知らせ

令和7年度 高収益作物転換等推進事業

■本事業の利用について

- ・同一年度内において下記の項目ごとに1人(法人、団体等)1回に限ります。
- ・4月1日から受付を開始し、予算額に達した時点で、申請の受付を終了します。



■補助金申請の流れ

- 1 申請書の提出(申請者→市)
- ↓
- 2 交付決定通知書の送付(市→申請者) ※申請前に着手しないこと
- ↓
- 3 事業実施(申請者)
- ↓
- 4 完了後、実績報告書の提出(申請者→市) ※写真、領収証を添付して、事業終了後1ヵ月以内に提出
- ↓
- 5 検査、現地確認(市)
- ↓
- 6 補助金の支払い(市→申請者)
- ↓
- 7 3年間の実績報告(申請者→市)※¹



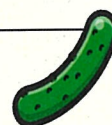
■共通要件

- ・販売を目的とした園芸作物の生産に必要であるもの。
- ・事業を利用し生産した園芸作物はすべて販売すること。
- ・既存施設・機械の更新ではないこと。

■共通申請時提出書類

- ①申請書・収支予算書(市様式)
- ②事業実施計画書(市様式)
- ③地図(設置場所、保管場所、圃場等)
- ④見積書2社
- ⑤カタログ類(ハウス新設の場合は設計図も)

No.	項目	交付対象となる経費	補助率	限度額	要件
1	園芸備用事業ハウス	新設ハウス及びその附帯設備(換気、電気、水道等)の整備に要する経費	20%以内	100万円 (※ ² 200万円)	・ハウス面積が99㎡以上であること。 ・おおむね6ヶ月以上利用期間があること。
		ハウスの外張り・内張りビニール等の張替に要する経費		50万円	・ハウス面積が99㎡以上であること。 ・外張りビニールのPOフィルムは0.1mm厚以上であること。 ・ビニールの耐用年数が経過していること。
2	園芸用機械整備事業	機械(畝立機、移植機、防除機、暖房機、収穫機、洗浄機、選別機、包装機、予冷库等)の整備に要する経費	20%以内	100万円 (※ ² 200万円)	・事業費が20万円以上であること。 ・園芸用専用機械であること。



※1 事業完了後、実績として事業報告書、財産管理台帳及び事業実施計画書に記載のあった園芸作物を栽培したことが分かる写真を3年間提出していただきます。

※2 青年等就農計画認定書を提出した農業者に限り、上限を200万円とします。

【お問い合わせ先】 登米市 産業経済部 農政課(中田庁舎2階) 電話0220(34)2713